

■ 事務手続一覧 (短期組合員 | 所属所異動・任用形態等変更)

別表4

種別	区分		提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)	短期組合員 所属所・任用形態等 変更報告書 〔整理番号3-3〕	〔参考〕 報告書の記入箇所	雇用期間制, 就労時間, 賃金の写し	組合員証及び被扶養者証	組合員等住所変更届 〔整理番号4〕	国民年金第3号被保険者住所変更届
	所属所異動	任用形態変更							
短期	所属所異動	所属所が異動になった者(注1) 【給与支給区分(適用事業所)の変更なし】 (例) A市立〇〇小学校 ⇒ A市立△△中学校	新所属所から提出	○ (注1)	A欄のみ	—	—	△	△ (注3)
		任用形態等が変更になった者 【給与支給区分(適用事業所)の変更なし】 (例) A市教委 会計年度任用職員(パート) ⇒ A市教委 再任用短時間職員 C町教委 会計年度任用職員(パート) ⇒ C町教委 会計年度任用職員(フルタイム)		○	A欄 B欄	○	—	△	△ (注3)
	任用形態等が変更になった者 【給与支給区分(適用事業所)の変更あり】 ※ 給与支給区分(適用事業所)が「1. 県(県立学校・行政) → 1. 県(県立学校・行政)」 または「2. 市町村 → 2. 市町村」の場合 (例) 県立B高等学校 会計年度任用職員(パート) ⇒ 県立D高等学校 会計年度任用職員(パート) 教育庁総務福利課 会計年度任用職員(パート) ⇒ 教育庁社会教育課 会計年度任用職員(パート) B市教委 会計年度任用職員(パート) ⇒ C町教委 会計年度任用職員(パート)	○		A欄 B欄	○	—	△	△ (注3)	
	任用形態等が変更になった者 【給与支給区分(適用事業所)の変更あり】 ※ 給与支給区分(適用事業所)が「1. 県(県立学校・行政) ⇔ 2. 市町村」の場合 (例) A市教委 会計年度任用職員(パート) ⇒ 県立D高等学校 会計年度任用職員(パート) 県立D高等学校 会計年度任用職員(パート) ⇒ A市教委 会計年度任用職員(パート) 教育庁総務福利課 会計年度任用職員(パート) ⇒ A市教委 会計年度任用職員(パート)	○		A欄 B欄 D欄	○	○	△	△ (注3)	
任用形態変更	任用形態等が変更になった者【旧または新任用に臨時的任用職員が関係する場合】 ① 臨時的任用職員 ⇒ 非常勤職員 ② 非常勤職員 ⇒ 臨時的任用職員 ③ 臨時的任用職員間の変更(県費⇔市町村費)(市町村費⇔市町村費(注4))	○	A欄 C欄 D欄	○	○	△	△ (注3)		

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。
 ※ 表中の例：A市教委等は適用事業所が市町村教育委員会で公立学校共済組合短期組合員を表している。

(注1) 臨時的任用職員(県費)の所属所異動については提出不要。

(注2) 任用形態変更者の被扶養者については、引き続き主として組合員の収入により生計を維持しているときは、継続認定されるので、手続は必要ありませんが、交付されている組合員証等の番号が変更となるため「短期組合員 所属所・任用形態等 変更報告書〔整理番号3-3〕」に組合員証と併せて被扶養者証等を添付して返納してください。
 なお、新規に被扶養者を認定する場合は、別途、被扶養者の認定申告書を提出してください。

(注3) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に係る手続の際に提出してください。

(注4) 例外として臨時的任用職員間の変更(市町村費⇔市町村費)の場合のみ、番号変更の必要がないため、組合員証等の添付は不要です。